

大紀町在宅療養者等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に関連し、在宅療養等の指示や要請により在宅にて生活を営んでいる者に対し、生活に必要な食料品等の給付や血中酸素濃度測定器具の貸与を行う事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食料品等給付の対象者)

第2条 生活に必要な食料品等の給付の対象となる者は、町内に居住している者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健所の指示により、外出を制限された状況で在宅にて療養を行っており、親戚や知人等からの支援を受けることができない者。
- (2) 保健所の要請により、外出を制限された状況で自宅待機を行っており、親戚や知人等からの支援を受けることができない者。
- (3) その他特別な事由により、町長が必要と認めた者。

(食料品等給付の概要等)

第3条 給付を行う食料品等は、在宅生活に必要な必需品の内、自宅療養又は自宅待機中に不足となる見込みのものを、無償にて給付するものとする。

- 2 前項の支援品については、自宅療養者等からの申し出の範囲で、必要と認められる品目及び量とする。尚、自宅療養期間が長期となった場合においては、追加の給付も可能とする。

(血中酸素濃度測定器貸与の対象者)

第4条 血中酸素濃度測定器の貸与の対象となる者は、町内に居住している者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健所の指示により、在宅療養を行っている者で、県等から血中酸素濃度測定器の貸与を受けていない者。
- (2) その他特別な事由により、町長が必要と認めた者。

(血中酸素濃度測定器の管理及び返却)

第5条 血中酸素濃度測定器の貸与を受けた者は、善良な管理において使用するものとし、当該測定器の使用の必要性が無くなった場合においては、速やかに返却するものとする。尚、貸与中に紛失もしくは破損等を行った場合においては、原則として損失相当額の弁済を行うものとする。

(給付等の申請及び決定)

第6条 当該事業による給付又は貸与を受けようとする者は、口頭等にて町長に申し出を行わなければならない。

- 2 前項の申し出がなされた場合は、速やかに在宅療養者等支援者記録表を作成し、必要事項を保健所にて確認の上、給付等の決定の可否を申し出者に口頭で行うものとする。

(給付等の決定の取消しによる弁済)

第7条 町長は、給付等の決定により当該給付等を受けた者が、虚偽の事項の申し出、又は不正な行為により第3条に定める食料品等の給付を受けたと認められるときは、給付の決定の全部又は一部を取消し、既に給付した食料品等に相当するの全部又は一部の額の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。